

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の改正案

今回基準値の設定を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の案は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照）。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成18年12月環境省告示第143号）を改正し、下表の農薬の成分の公共用水域における水産動植物被害予測濃度について同表の基準値を新たに設定します。なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
(RS)-5-tert-ブチル-2-[2-(2,6-ジフルオロフェニル)-4,5-ジヒドロ-1,3-オキサゾール-4-イル]フェネトール（別名エトキサゾール）	1.5 µg/l
3-(3,3-ジメチルウレイド)フェニル=tert-ブチルカルバマート（別名カルブチレート）	120 µg/l
O,O-ジエチル-O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジルホスホロチオエート（別名クロルピリホス）	0.046 µg/l
(RS)-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=(1RS,3RS)-(1RS,3SR)-3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボシキレート（別名シフルトリン）	0.0061 µg/l
ビス(ジメチルチオカルバモイル)ジスルフィド（別名チウラム）	10 µg/l
N-(1-シアノ-1,2-ジメチルプロピル)-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド（別名フェノキサニル）	600 µg/l
プロピル=3-(ジメチルアミノ)プロピルカルバマート塩酸塩（別名プロパモカルブ塩酸塩）	10,000 µg/l
3-アリルオキシ-1,2-ベンゾイソチアゾール-1,1-ジオキシド（別名プロベナゾール）	270 µg/l
N-ブチル-N-エチル-, -, -トリフロオロ-2,6-ジニトロ-パラ-トルイジン（別名ベンフルラリン又はベスロジン）	2.9 µg/l